

入 札 条 件

- 1 メーカー保証は1年以上とすること。
- 2 組立等が伴う製品については、使用できる状態で納品すること。
- 3 入札額には、送料、搬入など納品に係る全ての費用を含むこと。
※ 消費税及び地方消費税は含めない。
- 4 納品の際に生じる梱包等に使用されたダンボール等は撤去すること。
- 5 基準物品に替えて、同等品で入札に臨む場合は、次のことに注意すること。
 - (1) 基準物品の機能及び規格等を満たすこと。
 - (2) 現行販売製品で、数量等も勘案して確実に納品可能な製品であること。
※ 契約後にその製品の納品延期や調達困難な状況がないよう注意すること。
 - (3) 「同等品確認明細書」を提出する際は、機能や仕様等を満たす根拠となるカタログ等の写しを添付すること。

※ 「同等品確認明細書」提出期限：令和7年8月4日（月）正午